

農地転用許可申請に係る留意事項

農地法第4・5条申請申請の際には、下記の点をご確認のうえ、申請して下さい。

1 申請書の受付期間

毎月21日～25日（25日が土日祝日の場合は、前開庁日が締切日）です。

なお、申請書は隨時受付（お預かり）しますが、書類不備の場合は受付できませんので、記載事項を十分確認したうえで、提出願います。

※令和8年1月5日（月）より市役所本庁舎の開庁時間が変更になることに伴い、農業委員会の窓口対応や申請受付時間も下記のとおり変更になります。

【令和8年1月5日（月）以降の窓口対応及び

申請受付時間：午前8時45分～午後4時30分

2 申請書提出部数

2部（原本1部、副本1部）

3 窓口での本人確認について

申請書等への押印が不要になったことに伴い、申請書提出者の身分証明書による本人確認が必要となりました。原則として、官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）を窓口にて確認します。

4 申請書の記載について

許可指令書に反映されますので、下記の点に留意願います。

①氏名は、住民登録上の文字で記入してください。

（例　：　澤－沢　・　辺－邊－邊　・　斉－齊－齋　など）

②住所は、（ハイフン）を用いず正確に記入してください。

（例　：　○丁目○○番地○○号　・　○○番地○○　など）

5 経営移譲年金受給者は、転用許可年月日で支給停止となりますので、申請前又は申請時にご相談ください。

〈お問い合わせ〉　八街市農業委員会事務局 ☎ 043-443-1483

メールアドレス　nogyo@city.yachimata.lg.jp